



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料3-2

公益通報者保護専門調査会 資料

労働委員会について

平成30年6月13日
厚生労働省

労働委員会について

- 労働委員会は、労働組合法に基づき設置された公労使それぞれを代表する委員により構成され(三者構成)、労働組合法等に定める権限の行使について、内閣・知事から独立して職務を行う合議制の行政機関である。
- 労働委員会の機能は、次の2つの機能に大別される。
 - ① 不当労働行為事件の審査
 - ② 労働紛争の調整(あっせん、調停、仲裁)
- 労働委員会には、都道府県ごとに設置される「都道府県労働委員会」と、厚生労働省の外局として設置される「中央労働委員会」(会長:山川 隆一)があり、その概要は以下のとおり。

	中央労働委員会	都道府県労働委員会
所管	国(厚生労働省の外局)	都道府県 (自治事務)
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県にわたり又は<u>全国的に重要な問題</u>に係る労働争議の調整や、全国的に重要な不当労働行為事件の審査 ・都道府県労委の救済命令等の再審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の<u>区域内</u>に関わる不当労働行為事件の審査や労働争議の調整
委員の任期	2年	2年
委員の人数	<u>公労使 各15名</u>	<u>公労使 各5～13名</u> (条例で各2名の増員が可能)
身分	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の国家公務員 ※公益委員の2名は常勤とすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の地方公務員 ※条例で公益委員2名以内は常勤とすることができる
任命権者	内閣総理大臣	都道府県知事

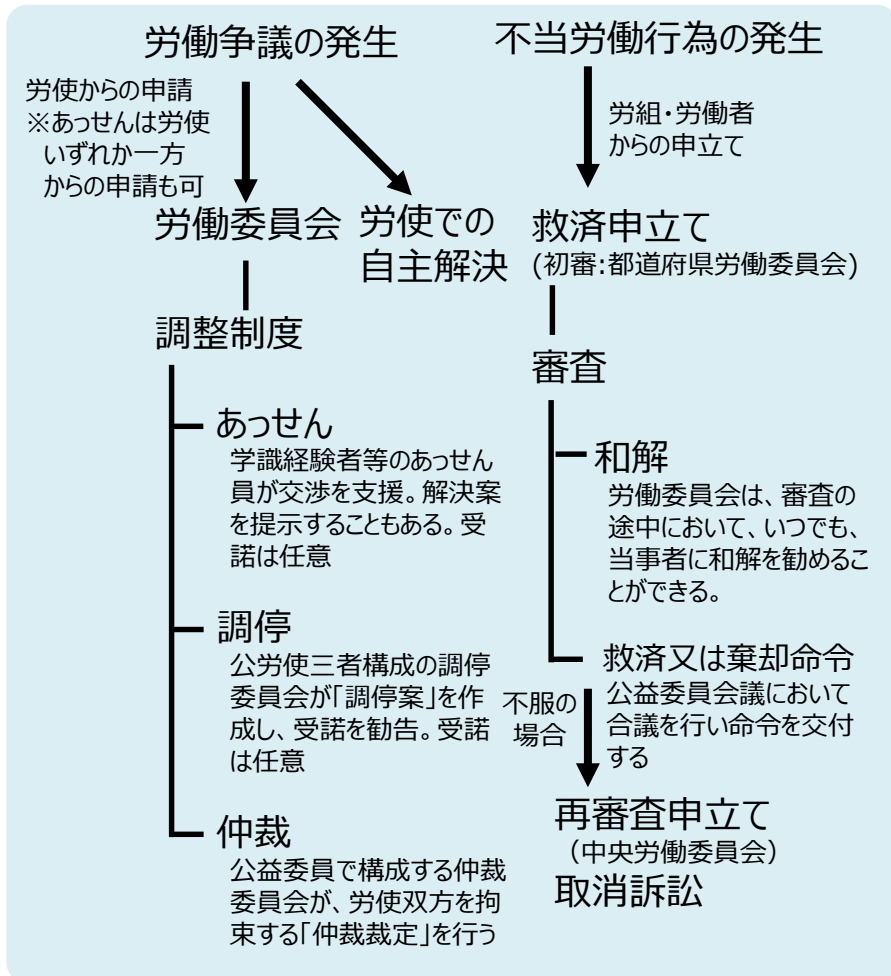
※ 労使を代表する委員はそれぞれ労働組合・使用者団体の推薦に基づき任命され、公益委員は国会の同意を得て任命される。

集団的労働紛争と個別労働関係紛争

集団的労働紛争

…労働組合と企業との間の労働関係において生じる紛争

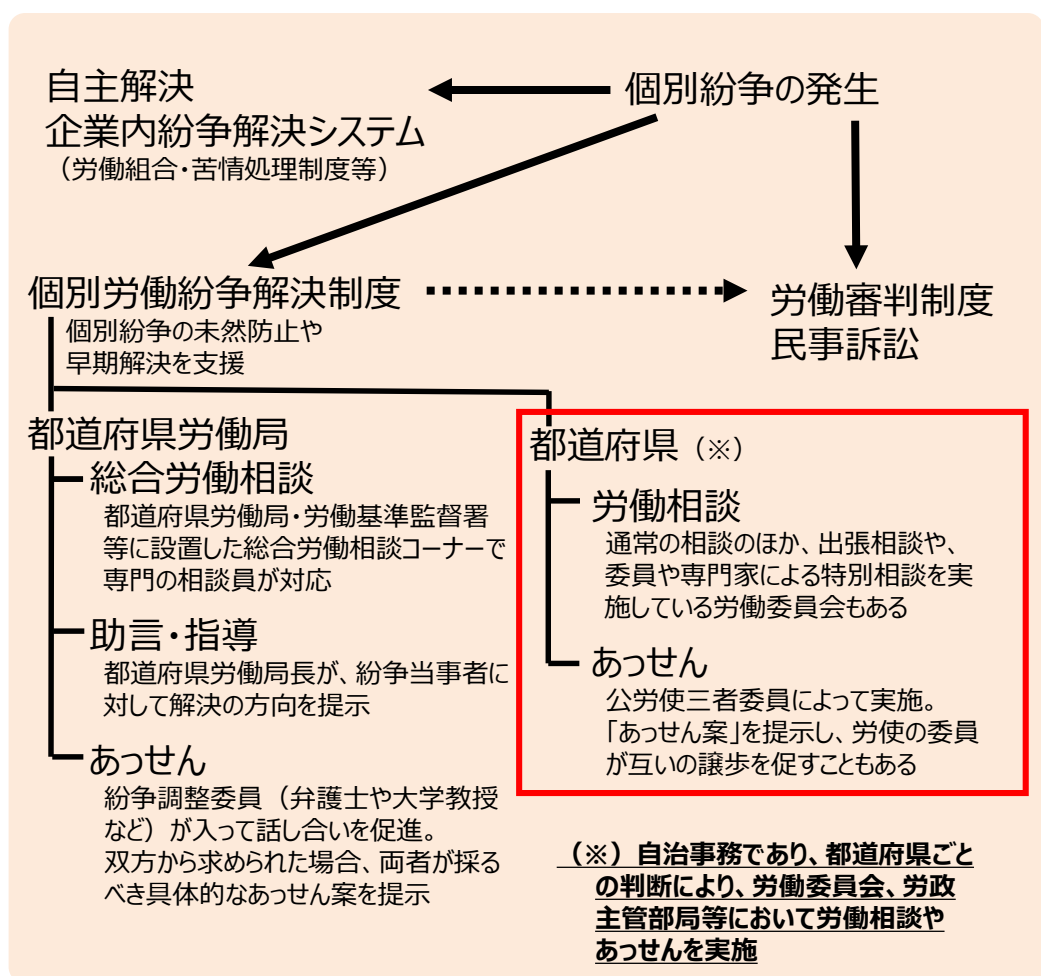
- 労働委員会による、労働争議の調整制度や、使用者の不当労働行為に対する救済制度が法定されている



個別労働関係紛争

…労働者個々人と企業との間の労働関係において生じる紛争

- 最終的には民事訴訟制度により解決されるものであるが、個別労働紛争解決制度や労働審判制度が整備されている



地方自治体の地域の実情に応じた様々な取組

- 地方自治体による個別労働関係紛争解決は、自治事務として地域の実情に応じ実施されてきており、取組は様々。
- 相談・助言を実施している労働委員会は28県労委、あっせんを実施している労働委員会は44道府県労委。多くの都道府県労政主管部局が労働相談事業を実施しており、東京都・福岡県など数県があっせんを実施している。

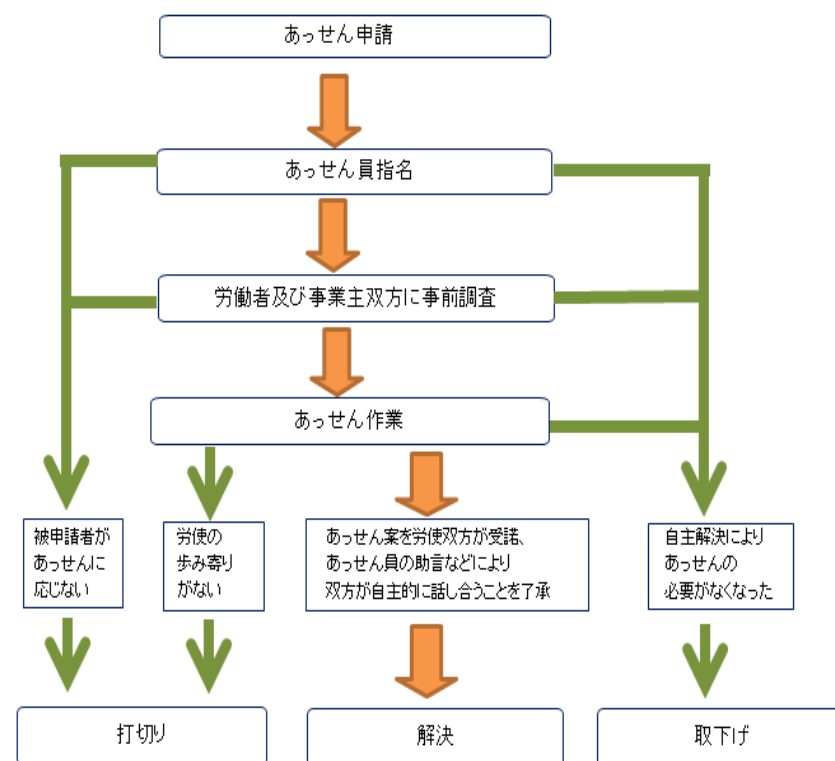
都道府県労働委員会による個別労働紛争解決制度

- 相談・助言を実施している労働委員会は、28県労委で、28年に取り扱った個別労働紛争に関する相談・助言件数は3789件。
- あっせんを実施している労働委員会は、44道府県労委で、28年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は334件。
- 自治事務として行われており、都道府県労働委員会ごとに名称・制度内容・処理方法は異なっている。
- 各都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く。）において、労働問題の専門家である委員等があっせん員となり、労働者及び事業主双方から個別に事情を聴き、その主張や意見について協議を行った上で労働者及び事業主双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けての方針や解決案（あっせん案）の提示などを行い、紛争の解決を促す。
- 労働問題の専門家でも経験も豊富なあっせん員が三者構成（※）で丁寧なあっせんを実施。

（※）公益側代表（学識経験者等）、労働側代表（労働組合役員等）、使用者側代表（会社経営者等）

【あっせんの流れ（大まかな例）】

（出典）中央労働委員会ホームページ「個別労働紛争のあっせん」



（注）中央労働委員会ホームページの掲載内容をもとに作成

地方自治体による個別労働紛争解決制度

都道府県労政主管部局による個別労働紛争解決制度

- 多くの都道府県労政主管部局が労働相談事業を実施しており、東京都・福岡県等の労政主管部局があっせんを実施しているが、労働委員会と同様、自治事務として行われているため、地域ごとに取組は様々。
- 多くの都道府県では、都道府県労政主管部局が労働相談を行い、都道府県労働委員会があっせんを行う等、連携して個別労働紛争解決に取り組んでいる。
- 東京都・福岡県・兵庫県では、労働委員会は個別労働紛争解決は実施していないが、東京都・福岡県では労政主管部局が、兵庫県では民間団体が個別労働紛争解決に取り組んでいる。
(※) 東京都は東京都労働相談情報センター、福岡県は労働者支援事務所が相談及びあっせんを、兵庫県は兵庫労使相談センターが個別労働関係紛争の解決に向けたサポートを実施。
- 神奈川県・大阪府では、原則として、相談・あっせんを労政主管部局が先に行い、必要に応じ、労働委員会も行う仕組みとなっている。
- 東京都のあっせんは労働相談と一体的に運用されており、福岡県のあっせんは口頭で開始できる場合もある等、柔軟に運用されている。

○ 個別労働紛争に係る都道府県労政主管部局と労働委員会の役割分担の例

1.

	相談	あっせん
労政	○	
労委		○

 北海道、宮城など
2.

	相談	あっせん
労政	○	
労委	○	○

 福島、富山など
3.

	相談	あっせん
労政	○	○
労委		○

 神奈川、大阪など
4.

	相談	あっせん
労政	○	○
労委		

 東京、福岡
5.

	相談	あっせん
労政		
労委		

 兵庫
6.

	相談	あっせん
労政		
労委	○	○

 高知